

委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により「第6回信州バスまつり」広報業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 「第6回信州バスまつり」広報業務
- (2) 業務の内容 「第6回信州バスまつり」広報業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、契約日から令和8年11月30日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

- 2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

＜契約保証金の納付を免除する場合＞

第5条 契約保証金は〇円とし、その納付は免除する。ただし、受託者がこの契約に基づく委託業務を履行しなかったときは、納付しないこととした契約保証金に相当する金額を違約金として、委託者に納付しなければならない。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、仕様書及び公募型プロポーザルに提出された企画提案書（以下「提案書」という。）に基づき委託業務を実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。
- 4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、委託業務終了後7日以内に委託業務完了報告書（成果品）及び委託者が必要と認める書類を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10 日以内に検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前 2 項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第 8 条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第 2 項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第 9 条 受託者は、前条の規定にかかわらず、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前金払を委託者に請求することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の前金払いを請求する場合は、前金払請求書を委託者に提出するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により受託者から適法な前金払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

(危険負担)

第 10 条 第 7 条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 11 条 受託者は、成果品の引渡し後 1 年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(著作権)

第 12 条 この契約により生じる著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属するものとする。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については受託者に留保するものとし、委託者は、受託者がそれらを利用し成果物に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、委託者はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、委託者は受託者の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。
- 3 受託者は、第 1 項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作権人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。
- 4 受託者は、委託者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

(権利義務の譲渡、承継)

第 13 条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第 14 条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者が特別

の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第16条から第16条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第18条 受託者は、第16条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年()月()日

委託者 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿 部 守 一

受託者 株式会社〇〇
代表取締役社長 〇〇